

改正案	現行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 雑則（第五十五条・第五十六条）</p> <p>（基本方針） 第三条（略） 2～4（略）</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（職員の専従） 第七条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、 入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（非常災害対策） 第九条（略） 2・3（略）</p> <p>4 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 雑則（第五十五条）</p> <p>（基本方針） 第三条（略） 2～4（略）</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。</p> <p>（職員の専従） 第七条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員及び看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（非常災害対策） 第九条（略） 2・3（略）</p> <p>4 特別養護老人ホームは、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。</p> <p>5（略）</p>

(職員)の配置)

第十二条 (略)

一〇三 (略)

四 介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)| イ及びロに定めるとおりとする。

五〇七 (略)

二〇七 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ

(職員)の配置)

第十二条 (略)

一〇三 (略)

四 介護職員又は看護職員  
イ及びロに定めるとおりとする。

五〇七 (略)

二〇七 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

なければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止)

第三十二条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(設備)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

三 (略)

四 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。  
ただし、第一号ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル

(新設)

(基本方針)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。

(設備)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

三 (略)

四 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ル以上とすること。

(削る)

(削る)

五〇九 (略)

五〇七 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十二条 (略)

二〇三 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条

イ 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

ロ ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものである場合は、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

五〇九 (略)

五〇七 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十二条 (略)

二〇三 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第四十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで

の二及び第二十七条から第三十三条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで及び第十三条から第三十三条まで」とあるのは「第三十六条及び第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十七条から第三十三条まで」と読み替えるものとする。

(職員)

第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

九 (略)

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二〇五 (略)

一〇五 (略)

(地域との連携等)

第四十九条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たつては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(テレ

及び第二十七条から第三十三条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで及び第十三条から第三十三条まで」とあるのは「第三十六条及び第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十七条から第三十三条まで」と読み替えるものとする。

(職員)

第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

二〇八 (略)

九 (略)

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二〇五 (略)

一〇五 (略)

(地域との連携等)

第四十九条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たつては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会

ビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならぬ。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(準用)

第五十条 第三条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで、第三十二条から第三十三条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで及び第十三条から第三十三条まで」とあるのは「第四十八条及び第四十九条並びに第五十条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで、第三十二条から第三十三条まで」と読み替えるものとする。

(設備)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

三 (略)

(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(準用)

第五十条 第三条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十三条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで及び第十三条から第三十三条まで」とあるのは「第四十八条及び第四十九条並びに第五十条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十三条」と読み替えるものとする。

(設備)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 ユニットの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 (略)

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

三 (略)

四 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(削る)

(削る)

五〇九 (略)

五〇七 (略)

(準用)

第五十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条までの二、第二十七条から第三十条まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで及び第十三条から第二十三条まで」とあるのは「第五十三条並びに第五十四条において準用する第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条から第三十三条まで、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第五十五条 特別養護老人ホーム及び職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ

四 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

イ 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

ロ ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものである場合は、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じている場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

五〇九 (略)

五〇七 (略)

(準用)

第五十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで及び第十三条から第二十三条まで」とあるのは「第五十三条並びに第五十四条において準用する第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条」と読み替えるものとする。

(新設)

つて認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及び職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第五十六条 （略）

（委任）

第五十五条 （略）